

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例(平成 16 年条例第 203 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------|------|----------------|------|
| 本則 (略) | | 本則 (略) | |
| 別表第 1(第 4 条関係) | | 別表第 1(第 4 条関係) | |
| 休館日 | 開館時間 | 休館日 | 開館時間 |

| | | | |
|--|------------------|--|------------------|
| 1) <u>火曜日</u> (ただし、 <u>火曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるものを除く。) 2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 3) 12 月 29 日から翌 1 月 3 日の間 | 午前 9 時から午後 5 時まで | 1) <u>月曜日</u> (ただし、 <u>月曜日</u> が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるものを除く。) 2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 3) 12 月 29 日から翌 1 月 3 日の間 | 午前 9 時から午後 5 時まで |
| 別表第 2 (略) | | 別表第 2 (略) | |

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。